

佐賀県告示第 62 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 路線名 一般国道 264 号
- 2 区間 佐賀市日の出一丁目 7 番地先から佐賀市八丁畷 17 番 4 地先まで
（上下線）